

# 県外事務所等ネットワーク機器更改業務仕様書

## 1 業務名

県外事務所等ネットワーク機器更改業務

## 2 業務の概要

徳島県庁総合サービスネットワーク（以下、全庁LAN）を構成する機器のうち、長期運用による予防保全対象の機器や、メーカー保守が行えなくなった機器を更改する。

本業務は、全庁LANの停止期間を必要最小限にとどめ、滞りなく機器を更改することが目的であり、それに係る設計、設定、設置、試験及びデータクリア処理までの一切の作業を業務範囲とする。

## 3 業務委託期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

## 4 業務内容

### (1) 本ネットワークの設計

徳島県セキュリティポリシーを遵守した上で、ネットワーク構成を検討し、設計を行うこと。

### (2) 設定対象機器

設計に従い以下の機器一覧表に示す機器の設定を行うこと。また、動作検証についても十分に行うこと。なお、機器一覧表に載っていない機器についても、全庁LANの運用上設定が必要となる場合は、設定対象に含めること。

【機器一覧表】別紙のとおり

### (3) 機器の設定

各機器について、既存機器と同様の動作を実現できるよう設定すること。

### (4) 機器の設置

設定した機器について、以下の場所に設置すること。設置に当たっては、ネットワーク管理者及び各庁舎管理者の指示に従い作業すること。

#### ■本庁舎ETC・VBスイッチ

- 徳島県庁万代庁舎5階情報政策課サーバ室

- 県土整備部住宅課用ファイアウォール
  - 徳島県庁万代庁舎5階情報政策課サーバ室
- 文化の森L2スイッチ（メインスイッチ）
  - 徳島県文化の森総合公園コンピュータ室
- 文化の森L2スイッチ（フロアスイッチ）
  - 徳島県立図書館
  - 徳島県立文書館
  - 徳島県立21世紀館
  - 徳島県立博物館
  - 徳島県立近代美術館
- 県外事務所
  - 徳島県東京本部
  - 徳島県関西本部
  - 徳島県東海本部

(5) 機器の回収

現行機器については、ネットワーク管理者の指示する場所に1カ所に集めること。

(6) データクリア処理

回収した機器については、全てデータクリア処理を行うこと。

## 5 業務の進め方

- (1) 本業務遂行に当たっては、ネットワーク管理者と緊密な打ち合わせを行いながら進めること。
- (2) 本業務中に通信トラブルが発生した場合、早急に通信復旧及び原因究明を行うこと。
- (3) 業務後、通信試験を行い通信が正常に行えるのを確認すること。
- (4) 全庁LANは通常運用を行っているため、ネットワーク切断は最小限の時間にとどめること。
- (5) 本業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。
- (6) この仕様に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

## 6 業務実施体制

- (1) 本業務の受託者は、セキュリティにも配慮して業務を実施する必要があるため、ISMS（ISO/IEC27001）認証を有していること。
- (2) 委託業務を遂行するにあたり、過去5年以内に都道府県へのファイアウォール及びL3スイッチを含むネットワーク機器の更改業務に携わったことのある者を最低2名以上配置すること。

## 7 成果品

作業完了後、次の書類を提出するものとする。

- ・ 通信試験成績表           1部
- ・ 機器設定情報一覧       1部
- ・ 機器設置写真           1部